# 日本国憲法の政教分離原則 一「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会報告書」を素材にして一

メタデータ言語: ja出版者: 浜松医科大学<br/>公開日: 2013-08-27キーワード (Ja):<br/>キーワード (En):<br/>作成者: 佐野, 誠<br/>メールアドレス:<br/>所属:URLhttp://hdl.handle.net/10271/189

## 日本国憲法の政教分離原則

### ─ 「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会報告書」を素材にして ─

佐 野 誠 (法 学)

# On the separation of religion and politics in the Constitution of Japan

Makoto Sano Law

**Abstract.** In this paper, We go into the question of the separation of religion and politics in the Constitution of Japan. Especially, we are to get light on the report on the Cabinet Member's taking part in the worship of the Yasukuni Shrine. This is the question whether it is constitutional or unconstitutional the Cabinet Member's taking part in the worship of the Yasukuni Shrine. there are six points on this question.

**Key words**: separation of religion and politics.

#### I. はじめに

日本国憲法の政教分離原則は、憲法第20条第1項後段と第3項、そして憲法第89条に明文規定されている。すなわち、第20条第1項後段では、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」 第20条第3項では「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」 さらに第89条では「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」とされている。

ところで、この政教分離原則に関しては、既に、津地鎮祭訴訟、箕面忠魂碑訴訟、岩手靖国訴訟、殉職自衛官合祀拒否訴訟、愛媛玉串料訴訟、靖国公式参拝違憲訴訟(大阪)、九州靖国違憲訴訟(福岡)等で判例が存在する。中でも、最近の最大争点は、昭和60年8月9日に出された「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会報告書」(以下「報告書」と略記)を受けてなされた中曽根内閣時代の閣僚による靖国神社公式参拝(昭和60年8月15日)を、政教分離原則の観点からどのように考えるべきかということである。靖国公式参拝違憲訴訟の大阪地裁判決

(平成元年11月9日)および九州靖国違憲訴訟の福岡地裁判決(平成元年12月14日)では、国と中曽根元首相に対してなされた原告側の損害賠償請求は棄却され、公式参拝の是非が回避されている。

本稿では、現在係争中の靖国公式参拝違憲訴訟を直接論評するのではなく、靖国公式参拝のいわば切っ掛けともなった内閣官房長官の私的諮問機関「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」(昭和59年8月3日~昭和60年8月9日)での意見対立を素材に、政教分離原則の持つ解釈学的意味について若干の考察を加えてみたい。そうすることで、政教分離原則の争点がより一層鮮明になると思われるのである。

## Ⅱ. 憲法第20条第3項に関する「報告書」の見解

さて、15人の法実務家、憲法学者、哲学者、宗教学者等から成る懇談会で最も意見が分かれ たのは、靖国神社公式参拝が憲法第20条第3項で禁止されている「宗教的活動」に該当するの か否かということである。この見解の相違については、「報告書」において次の6点が明記さ れている。1)すなわち、①憲法第20条第3項の政教分離原則は、国家と宗教との完全な分離を求 めるものではなく、靖国神社公式参拝は同項で禁止されている宗教的活動には当たらないとす る意見。②最高裁判決[=津地鎮祭訴訟]の目的効果論に従えば、靖国神社公式参拝は神道に 特別の利益や地位を与えたり,他の宗教・宗派に圧迫,干渉を加えたりすることにはならない ので、違憲ではないとする意見。③最高裁判決の目的効果論に従えば、わが国には複数の宗教 信仰の基盤があることもあり、靖国神社公式参拝は現在の形であれば問題があるとしても、他 の適当な形での参拝であれば違憲とは言えないとする意見。④公的地位にある人の行為を公的、 私的に2分して考えることに問題があり(1)私的行為,(2)公人としての行為(総理大臣 たる人が内外の公葬その他の宗教行事に出席するごとき行為), (3) 国家制度の実施としての 公的行為,の3種に分けて考えるべきであるが,閣僚の参拝は(2)の「公人としての行為」 としてのみ許され、私的信仰を理由とする不参加も許されるという意見。⑤憲法第20条第3項 の政教分離原則は,国家と宗教との完全な分離を求めるものであり,宗教法人である靖国神社 に公式参拝することは,どのような形にせよ,憲法第20条第3項の禁止する宗教活動に当たり, 違憲と言わざるを得ないとする意見。⑥本来は⑤の意見が正当であるが,最高裁判決の目的効 果論に従ったとしても,宗教団体である靖国神社に公式参拝することは,たとえ,目的は世俗 的であっても,その効果において国家と宗教団体との深いかかわり合いをもたらす象徴的な意 味を持つので、国家と宗教とのかかわり合いの相当とされる限度を超え、違憲といわざるを得 ないとする意見,以上である。この内①から④はそのニュアンスに相違はあれ,公式参拝を合 憲とするものであり,⑤と⑥は違憲とするものである。以下この 6 点を個別的に検討していこ う。

#### III.「報告書」の検討

まず、第20条第3項が国家と宗教の完全な分離を求めるものではないとする「報告書」①の見解について。一般に学界では、政教分離原則の規定は、国家と宗教の分離、国家の非宗教性の規定と見做されてきた。本来、この規定はアメリカ合衆国憲法修正1条の国教樹立禁止条項の趣旨を採用して成立したものと考えられている。修正1条は次のようである。「連邦議会は、国教の樹立を規定し、もしくは信教上の自由な行為を禁止する法律、また言論および出版の自由を制限し、または人民の平穏に集会をし、また苦痛事の救済に関し政府に対して請願をする権利を侵す法律を制定することはできない。」。すなわち、修正1条には、個人が宗教的確信を外部に自由に表明できる「信教の自由条項」と、国家と教会の分離を保障した「国教樹立禁止条項」の2つの宗教的事項が含まれており、植民地時代の宗教的対立が教訓として生かされているのである。

周知のように、G・イェリネクは『人および市民の権利宣言』(1895)において、アメリカ植民地時代のプロテスタントによる信教の自由、良心の自由を人権の起源として位置付けた。またその影響を受けたM・ヴェーバーも『経済と社会』(「支配の社会学」)の中で、「人権」「市民権」といった基本的権利を、アメリカ・プロテスタント諸教派(特にクェーカー、バプティスト等)に見られる良心の自由、宗教的寛容の所産と見做している。ヴェーバーによれば、首尾一貫したクェーカーの良心の自由は、「自分の良心の自由であるほかに、クェーカーまたはバプティストでない者は、何びとも、彼がクェーカーまたはバプティストであるかのごとくに強制されない」ということを本旨とする。すなわち、クェーカーの良心の自由は、自分自身の良心の自由であると同時に、他者の良心の自由でもあるのである。このようなプロテスタント諸教派の宗教的エートスが、アメリカ合衆国憲法修正1条の精神的基盤になっていることは言うまでもない。

それでは、合衆国憲法修正1条の趣旨を踏襲したわが国の政教分離原則の場合はどうであろうか。「報告書」でも述べているように、 靖国神社は、昭和21年2月2日に国家管理の手を離れて宗教法人となった。これは、戦後、連合国の占領政策の一環として発せられた、連合国最高司令部の日本政府宛覚書であるいわゆる「神道指令」(昭和20年12月15日)に基づき、さらには思想・言論および信教の自由に対する要求を背景として、厳密な政教分離が行なわれた帰結である。靖国神社が宗教法人となることによって、公務員の公的資格による神道の保証、支援、保全、監督、弘布等、あるいは公の財源による神社に対する財政援助等は完全に禁止された。そしてその直後に、日本国憲法の「信教の自由」「政教分離原則」の規定(第20条、第89条)が設置されたのである。この規定が設置された最大の要因は、靖国神社が、戦前の国家神道の中核、象徴的存在であり、日本軍国主義の精神的支柱であったという反省からであり、第2次大戦の悲惨な歴史的教訓を生かしきるためである。「神道指令」には、この指令の目的が

次のように記されている。「本指令ノ目的ハ宗教ヲ国家ヨリ分離スルニアル、マタ宗教ヲ政治的目的ニ誤用スルコトヲ防止シ正確ニ同ジ機会ト保護ヲ与エラレル権利ヲ有スルアラユル宗教、信仰、信条ヲ正確ニ同ジ法的根拠ノ上ニ立タシメルニアル、本指令ハ啻ニ神道ニ対シテノミナラズアラユル宗教、信仰、宗派、信条乃至哲学ノ信奉者ニ対シテモ政府ト特殊ノ関係ヲ持ツコトヲ禁ジマタ軍国主義的乃至過激ナル国家主義的『イデオロギー』ノ宣伝、弘布ヲ禁ズルモノデアル」。

つまり、「国家と宗教の癒着」と「戦争イデオロギー」の間には因果関係が認められ、この 因果関係を断ち切るためにも政教分離原則が要請されたわけである。従って、このような政教 分離原則の設置趣旨からするならば、第20条第3項の政教分離原則を国家と宗教の完全な分離 でないとする「報告書」①の見解は妥当性を欠くものと言えるだろう。但し、判例、学説では、 以下で述べるように、種々の見解が存在し、むしろ政教分離原則を「国家と宗教の完全な分離」 と見做す見解は少数意見であることを付け加えておきたい。

次に②「最高裁判決の目的効果論に従えば、靖国神社公式参拝は神道に特別の利益や地位を与えたり、他の宗教・宗派に圧迫、干渉を加えたりすることにはならないので、違憲ではない」とする見解に移ろう。ここで問題になっているのは、津地鎮祭訴訟に関する昭和52年7月13日の最高裁判決の目的効果論である。最高裁の多数意見である目的効果論とは以下のようである。少々長くなるが引用しておこう。

「憲法20条3項…にいう宗教的活動とは、前述の政教分離原則の意義に照らしてこれをみれば、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。その典型的なものは、同項に例示される宗教教育のような宗教の布教、教化、宣伝等の活動であるが、そのほか宗教上の祝典、儀式、行事等であっても、その目的、効果が前記のようなものである限り、当然、これに含まれる。そして、この点から、ある行為が右にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するにあたっては、当該行為の主宰者が宗教家であるかどうか、その順序作法(式次第)が宗教の定める方式に則ったものであるかどうかなど、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。」

この目的効果論を要約すると以下の3点になる。すなわち,(1)政教分離原則は国家と宗教の完全な分離を主張するものではないこと。(2)国家と宗教のかかわりは、そのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果に照らして判断すべきこと。(3)憲法第20条第3項の「宗教的活動」とは、行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進

又は圧迫、干渉等になるような行為を言うこと。

まず(1)については、学説上、政教分離原則には、政教厳格分離論と政教相対分離論がある。津地鎮祭訴訟に即して言えば、地鎮祭を特定宗教の宗教上の儀式とし、憲法第20条第3項の「宗教的活動」に当たるとした昭和46年5月14日の名古屋高裁判決は政教厳格分離論に依拠している。アメリカ合衆国修正1条の国家と宗教の完全な分離、「神道指令」、およびそれらの趣旨を踏まえた日本国憲法の政教分離原則の当初の意図も、前述したように、政教厳格分離論に依拠していると言えよう。

一方、最高裁判決では、政教相対分離論が採用されており、(2)に記したように、国家と宗教のかかわる行為の目的、効果によっては、政教分離を厳格にする必要はないというのである。しかし、その目的、効果が具体的に如何なるものなのかは、若干の事例を上げて説明されてはいるものの、抽象的次元に止まっている。ただ(3)に述べたように、20条3項でいう「宗教的活動」とは、行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為のことを言い、宗教的活動かどうかは、諸般の事情及び社会的通念に従い、客観的に判断すべきとしている。これは、「宗教的活動」の解釈をいわば裁判官の自由裁量に委ねた形になっており、拡張解釈も縮小解釈も可能である。最高裁判決では、当時の最高裁長官で無教会派のクリスチャンである藤林益三氏の追加反対意見もあったが、結局、地鎮祭は世俗的行事で、「宗教的活動」に該当しないと結論付けられた。

さて、この最高裁判決の政教相対分離論を適用したのが「報告書」②の見解に他ならない。この見解に従えば、靖国公式参拝も津地鎮祭も、最高裁の目的効果論からすれば、同じ宗教的性格を持つということになる。これに対しては憲法学者の宮本栄三氏から次のような反論がなされている。すなわち、津地鎮祭と靖国公式参拝はケースが全く異なっている。前者は、体育館で、1回きりの行為だが、後者は、宗教施設である靖国神社に恒常的に国家機関が公式に参拝することである。この公式参拝は最高裁の目的効果論に当てはめても、明らかに憲法で禁じられている国の宗教的活動に当たり、違憲である、と。8

この宮本氏の指摘は、政教分離原則を目的効果論の観点から捉える限りでは正鵠を射た指摘であり、妥当な見解というべきだろう。ただ宮本氏は、目的効果論でいう「諸般の事情」を、最高裁判決通りに、宗教的行為の行なわれる場所、その行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為が行なわれる目的・効果、政治的な意味の有無、その程度が一般人にどういう効果・影響を及ぼすか、というように解されているが、そもそもこの解釈自体に検討を加えることが必要であろう。「諸般の事情」や「社会的通念」という抽象的な言葉に関しては、より一層の論議の積み重ねが必要と思われるのである。

次に、③の「他の適当な形での靖国参拝であれば違憲とは言えない」とする見解はどうであろうか。そもそもここに明記された「他の適当な形での参拝」こそが、靖国公式参拝に道を開くことになったと考えられるのである。周知のように、通常の参拝形式は玉串捧呈・二礼・二

拍手・一礼である。しかし公式参拝では昇殿はしたものの,一礼が行なわれたにすぎない。「昭和55年11月17日の政府統一見解の変更に関する政府の見解」(昭和60年8月20日 衆議院内閣委員会会議録第18号)には次のような記述がある。「政府は,従来,内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣の資格で靖国に参拝することについては,憲法第20条3項の規定との関係で違憲ではないかとの疑いをなお否定できないため,差し控えることにしておいた。今般『閣僚の靖国神社に関する懇談会』から報告書が提出されたので,政府としては,これを参考として鋭意検討した結果,内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣の資格で,戦没者に対する追悼を目的として,靖国神社の本殿又は社頭において一礼する方式で参拝することは,同項の規定に違反する疑いはないとの判断に至ったので,このような参拝は,差し控える必要がないという結論を得て,昭和55年11月17日の政府統一見解をその限りにおいて変更した。」

この文書からも明らかなように、靖国公式参拝は、「閣僚の靖国神社に関する懇談会」の「報告書」が決定的な意義を有していた。特に、津地鎮祭最高裁判決の目的効果論と「報告書」見解の③は公式参拝の理論的基礎付けになったとさえ言えるのである。因みに、それ以前に「靖国神社公式参拝の政府統一見解」は2度出されている。最初は昭和53年10月17日、2度目は昭和55年11月17日で、共に国務大臣の資格で参拝することを差し控える見解に立っている。

ところで、ここでの問題は、一礼する方式では「宗教的活動」に該当しないのかという点である。靖国公式参拝推進派の側は「宗教的活動」と「宗教的行為」を区別し、「宗教的行為」であれば、公式参拝も可能とみる。ここでいう「宗教的行為」とは、宗教的活動に当たらない様々な慰霊、表敬、儀礼、祝典等のことである。公式参拝に際しては、参拝形式の「二礼二拍手一礼」を「宗教的活動」とし、「一礼」を「宗教的行為」と見做したと考えられる。もっとも、この見解においても、「宗教的活動」と「宗教的行為」を明確に区別する一義的基準は存在せず、最終的な判断は裁判官の裁量に委ねられている。従って、この見解を突き詰めれば、「宗教的活動」の縮小解釈も「宗教的行為」の拡張解釈も十分可能になり、「宗教的活動」と「宗教的行為」の適界線が必然的に曖昧にならざるを得ないのである。

次に、公的地位にある人の行為を3種に分けて考えるべきだとする④の見解をみてみよう。この見解は3種に分けるというよりも、むしろ第3の選択といった方がよいかもしれない。すなわち、この見解は、公的地位にある人の行為を、従来のような公的行為、私的行為に2分すること自体を不可能とし、公人である総理大臣、閣僚であっても、内外の公葬、その他の宗教行事に出席することは制限されないとするものである。その際、私的信仰を理由とする不参加も許される。これは、憲法第20条第2項の「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することは強制されない。」を考慮に入れたものである。この見解は公式参拝を強制するものではない。しかし、盛岡地裁昭和62年3月5日の岩手靖国訴訟では、この見解の趣旨が判決に取り入れられ、靖国公式参拝の合憲性が、公的には始めて認められたのである。判決の重要な箇所は以下のようである。

「被告 [岩手県議会議長] らが要望する公式参拝は内閣総理大臣その他の国家公務員、衆、参両議院議長が公的資格で行う参拝を意味するもののように解される。そうであるとするならば、その参拝をもつてして憲法20条1項、3項に違反するものと判断することはできない。何故ならば、公人と私人とは不可分であり、内閣総理大臣等は私人として思想及び良心の自由、信教の自由を有し、かつまた政治的中立を要求されない公人たる政治家として、自己の信念に従って行動しうることはいうまでもなく、そして、憲法が保障する基本的人権のうち思想及び良心の自由、信教の自由の如きは天賦人権の最たるものであって、国家に優先することは何人も否定しえず、公人であることによってこれを制限することは許されないところであるから、その自然人の発露としての参拝を行なうにつき、一方では私人として許容され、他方では公人として否定されるということはありえないからである。」

この解釈は、信仰の自由が国家に優先するという論理を持ち出すことによって、総理大臣・閣僚と一般国民、ないしは公人と私人の職務上の区別を不問に付している。言い換えるならば、総理大臣を自然人と見做し、総理大臣の公的性格と私的性格の境界線を等閑視するのである。もちろん、このことが公人のあらゆる行為について言えるわけではなく、職務上の行為もしくは国の制度の実施としての行為にあたらない「公的地位に伴う、社交的、儀礼的行為」の領域でのみ認められるという見解も存在する。とはいえ、この判決が、私人の立場でのみ閣僚の神社、仏閣への参拝を認めた昭和53年の「政府統一見解」を大幅に変更し、政教分離原則の本来の趣旨に反するものであることは否定できないであろう。公式参拝を合憲とする懇談会の見解に沿った最初の判決と言えるものである。

さて、今まで述べてきた①から④は靖国公式参拝を合憲とする懇談会の多数意見であり、以下で述べる⑤と⑥が違憲とする少数意見である。まず国家と宗教の完全な分離を主張する⑤は、いうまでもなく、アメリカ合衆国修正1条の趣旨や日本国憲法における政教分離原則の設置趣旨に相即する。判例では、津地鎮祭の名古屋高裁判決、最高裁判決の少数意見および追加反対意見が政教厳格分離論である。まず、名古屋高裁判決では争点である「宗教的活動」の意味について次のように述べている。「ここにいう『宗教的活動』の範囲は極めて広く、特定の宗教の布教、強化、宣伝を目的とする行為のほか、祈禱、礼拝、儀式、祝典、行事等および宗教的信仰の表現である一切の行為を包括する概念と解すべきである。すなわち、第3項は、第1項後段の規定を受けて公共団体を主体とする一切の宗教的活動を禁止する趣旨に出たものであり、このことは、さきに述べた国家と宗教の完全分離主義をとるわが国の政教分離原則成立の由来からいって明らかであり、日本国憲法が国にある程度の宗教的機能を営むことを認め、20条3項において国に対し禁止すべき宗教的行為を制限的に挙示したものであると解すべきではない。…」 ここには、「宗教的活動」と「宗教的行為」を区別する視点は全くなく、儀式、祝典も「宗教的活動」に包含されているのである。さらに最高裁判決の少数意見は憲法第20条第3項について次のように述べている。

「憲法20条3項でいう宗教的活動とは、宗教の教義の宣布、信者の強化育成等の活動はもちろんのこと、宗教上の祝典、儀式、行事等を行なうこともそれ自体で当然に含まれると解するべきであって、多数意見のようにこれを限定して解すべきでない。けだし、宗教上の祝典、儀式、行事等は宗教的信仰心の表白の形式であり、国又はその機関が主催してこれらを行なうことは、多数意見のようにその及ばす具体的な効果のいかんを問うまでもなく、政教分離原則の意味する国家の非宗教性と相容れないことは明らかであるからである。」

また当時の最高裁長官・藤森益三氏の追加反対意見はさらに徹底している。すなわち、「信教の自由と政教分離の原則を宣明する憲法20条1項ないし3項の規定は、その制定に最大の影響を与えたものと思われるアメリカ合衆国憲法修正1条…よりも、この点に関しては、更に徹底したものであり、世界各国憲法にもその比を見ないほどのものである。」

以上の判例ないし反対意見から明らかになるように、これらの見解に従えば、憲法第20条第3項の政教分離原則は、国家と宗教の厳格な分離、国家の反宗教性を規定したものであり、「宗教的活動」とは、宗教上の祝典、儀式、行事など、宗教的意義を有する一切の行為をも含めたものである。ここには多数意見の目的効果論の視点は存在しない。靖国公式参拝に反対する憲法学者、宗教者、文化人らの抗議声明もこの線に沿っていると言えるだろう。もっとも、靖国神社にA級戦犯が合祀されている観点から靖国公式参拝に反対する意見に対しては、靖国神社の憲法問題の本質がその宗教性にあり、いたずらに議論を混乱させるだけだとする憲法学者からの批判があることも付記しておこう。

最後に、靖国公式参拝を、国家と宗教の深いかかわり合いの相当とされる限度を越え、違憲 とする「報告書」⑥の見解は、最高裁判決の目的効果論を踏まえた上での見解である。この見 解は,政教分離原則を擁護しているものの,目的効果論を否定してはいない。「社会的通念」 や「諸般の事情」を考慮した上で,靖国公式参拝を違憲とするものである。 そもそも目的効 果論は,アメリカの判例にみられる理論であり,アメリカにおけるその基準としては①行為の 目的が世俗的であること、②主要な効果が宗教を助長したり抑圧したりするものでないこと、 ③宗教との過度のかかわり合いをもたらすものでないこと、という3つの要件からなり、その 1つにでも該当すれば違憲とされる厳格な理論である。 また、わが国では、それまで地鎮祭 にのみこの理論が適用され、戦没者追悼の儀式・行事や靖国神社で行なう国の儀式・行事に適 用されたものではなかった。懇談会のメンバーとして公式参拝を違憲とする少数意見の側に立 った憲法学者の佐藤功氏は,地鎮祭と靖国神社での戦没者追悼の儀式・行事を直ちに同一視す ることはできない、と述べている。佐藤氏によると、「判決における目的効果論は国家と宗教 とのかかわり合いが許される場合についての一般論として述べられているように読めるが、 しかし、その目的効果論のいろいろの基準を適用して『過度のかかわり合い』ではなく、した がって違憲ではないと判決が判断したものは、もっぱら地鎮祭のみであって、戦没者追悼の儀 式・行事ではなく、いわんや靖国神社で行なう国の儀式・行事ではない。判決が『世俗的行事』

であり、『宗教的活動』ではないとしたのももっぱら地鎮祭であって、靖国神社での戦没者追悼の儀式・行事ではない。 $^{14)}$ 

この見解は地鎮祭と靖国公式参拝の相違を説く宮本氏の見解とその趣旨において同一であり、 目的効果論が、靖国公式参拝には適用できないことを間接的に暗示するものである。

そもそも靖国神社は、明治天皇の思召に基き、嘉永6(1852)年以降国事に殉じた人々を奉斎し、永くその祭祀を斎行して、その「みたま」を奉慰し、その御名を万代に顕彰するため、明治2(1869)年6月29日に創立された神社である。昭和27(1952)年9月30日に制定された「靖国神社社憲」と「宗教法人『靖国神社』規則」には、靖国神社の目的についてそれぞれ次のように記されている。<sup>15)</sup>

「本神社は、御創立の精神に基づき、祭祀を執行し、祭神の神徳を弘め、その理想を祭神の 遺族崇敬者及び一般に宣揚普及し、社運の隆昌を計り、万世にゆるぎなき太平の基を開き、以 て安国の実現に寄与するを以て根幹の目的とする。」(靖国神社社憲第2条)

「本法人は、明治天皇の宣られ給うた『安国』の聖旨に基き、国事に殉ぜられた人々を奉斎 し、神道の祭祀をひろめ、本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者…を強化育成し、社会 の福祉に寄与しその他本神社の目的を達成するための業務及び事業を行ふことを目的とする。」 (『靖国神社』規則第3条)

日本国憲法の政教分離原則により戦後、宗教法人となった靖国神社は、国家との結びつきを解消され、一宗教団体としての信仰の対象としてのみ存続した。とはいえ、その信仰の本質自体は、上の規定に見られるように、ほとんど改変されずに今日に至っている。ただ国家神道としての機能、言い換えるならば、天皇制に結びついた靖国神社の国家護持的性格が、国家主義、軍国主義に対する反省から解消されたのである。とするならば、靖国公式参拝は、靖国神社の国家護持的性格を回復する一里塚と言えなくもない。しかも、合祀対象者は、満州事変から大東亜戦争に至る陸海軍軍人軍属等を中心とする戦死者、戦傷死者、戦病死者であり、この中にはA級戦犯も含まれているのである。因みに殉難者として合祀されている人々の内訳は、維新前後殉難者、西南の役等、日清の役、台湾の役、北清事変、日露の役、大正3、9年の役、済南事変等、満州事変、支那事変、そして大東亜戦争の戦死者、戦傷死者、戦病死者であり、特にその中でも大東亜戦争における殉難者が9割近くを占めている。6

以上のような観点からするならば、佐藤氏の言う地鎮祭と靖国公式参拝の異質性の主張は、 十分首肯するに値する見解と言えるだろう。また靖国公式参拝反対派の危惧も、靖国神社の国 家護持的性格の回復にあり、「戦前への回帰」が叫ばれる所以である。

#### Ⅳ. 結びにかえて

以上、懇談会で争点になったとされる憲法第20条第3項の解釈を中心に政教分離原則の問題点を考察した。靖国公式参拝については、昭和60年8月の公式参拝以降、わが国の各種団体、および近隣諸外国の諸批判等によって公式参拝は見合わされている。しかし、この公式参拝の是非が問われた「靖国公式参拝違憲訴訟」(大阪地裁)では、第20条第3項の憲法判断が回避され、原告側の主張する「国家から干渉されずに平穏に宗教的感情をめぐらし、近親者の死を国家によって意味づけされない権利」、すなわち「宗教的人格権」は「実定法上の根拠を欠き、内容も不明確」とされた。、また、ほぼ1ヵ月後の「九州靖国違憲訴訟」(福岡地裁)でも、憲法判断は回避され、原告らが主張した「宗教的人格権」「宗教的プライバシー権」「平和的生存権」は法的保護に値しないとされたのである。

靖国公式参拝については、他の地方でも係争中の事案であり、これ以上の言及は避けよう。ただ、今後、最高裁の目的効果論が判決に適用されていくならば、既に指摘した「諸般の事情」や「社会的通念」をより具体的に確定していく作業が必要であろうし、日本国憲法における人権規定を今1度原点に戻って問い直すことも必要である。政教分離原則については今後益々論議の積み重ねが期待されているのである。

### 注

- 1)「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会報告書」(以下「報告書」と略記), 『ジュリスト』 (臨時増刊) 所収, 有斐閣, No.848,110-113頁,1985.
- 2) 宮沢俊義編『世界憲法集』, 岩波書店, 1983, 51頁
- 3) Jellinek, G., Die Erklärung der Menschen und Bürgerrechte., 1895.
- 4) Weber, M., Wirtschaft und Gesellschaft, 5Aufl. S. 725, 1980.
- 5)「報告書」, 110頁.
- 6) 前掲『ジュリスト』, 149頁.
- 7)目的効果論については、芦部信喜「靖国懇と私の立場」,前掲『ジュリスト』所収,6頁以下。また津地鎮祭の判例については、初宿正典編著,『憲法25講』,成文堂,139-158頁,1989.
- 8)「座談会・靖国公式参拝の意味」,前掲『ジュリスト』所収,115頁.
- 9)「昭和55年11月17日の政府統一見解変更に関する政府の見解」前掲『ジュリスト』115頁.
- 10)『判例タイムズ』No.630、102頁, 1987.
- 11) 初宿, 前掲書149-150頁.
- 12) 橋本公亘「政教分離と靖国懇報告」 前掲『ジュリスト』53頁.
- 13) 芦部信喜「靖国懇と私の立場」前掲『ジュリスト』 6 頁.
- 14) 佐藤功「懇談会報告書への所感」前掲『ジュリスト』25頁.
- 15) 前掲『ジュリスト』150-151頁.
- 16) 前掲『ジュリスト』155頁.
- 17) 靖国神社をめぐる憲法問題については、笹川紀勝『天皇の葬儀』,新教出版社,1988,169頁 以下の行き届いた整理を参照のこと。

(平成元年12月25日受理)